

# 公益社団法人香川県看護協会 選挙 及び選挙管理委員会に関する規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人香川県看護協会(以下「本会」という。)の定款細則第22条の規定に基づき、役員、推薦委員、日本看護協会の代議員及び予備代議員(以下「役員等」という。)の選挙を公正に行うために必要な事項を定める。

### (選挙期日)

第2条 役員等の選挙は、総会において行う。

### (選挙権者)

第3条 選挙権者は、選挙の行われる総会に出席している者(以下「出席者」という。)とする。

### (被選挙権者)

第4条 被選挙権者は、次の者とする。

- (1) 立候補した者
- (2) 推薦委員会から候補者として推薦を受けた者

### (選挙事務の管理)

第5条 この規則における役員等の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。ただし、選挙の執行は総会議長の指揮下に入る。

### (出席数の確認)

第6条 総会議長は選挙開始の宣言に先立ち、出席数を確認しなければならない。確認後、入退席は禁止する。ただし、申し出により退席する場合はこの限りでない。

## 第2章 選挙管理委員会

### (選挙管理委員の選出)

第7条 選挙管理委員会の委員(以下「選挙管理委員」という。)は理事会が推薦し、総会議長が指名する。

### (選挙管理委員の任期)

第8条 選挙管理委員の任期は、選出された総会終結の翌日から次年度総会終結の日までとする。

### (選挙管理委員会の組織)

第9条 選挙管理委員会は委員5名以上7名以内をもって組織する。

2 この選挙管理委員会に委員長をおく。委員長は委員の互選によって決する。

### (選挙管理委員会の任務)

第10条 選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるよう配慮しなければならない。

2 選挙管理委員は次の事務を行うものとする。

- (1) 選挙に関する公示
- (2) 立候補又は候補者辞退の届出の受理
- (3) 推薦委員会からの推薦候補者名簿の受理
- (4) 立候補者及び推薦候補者の公示
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 当選者の確定
- (7) 当選者の総会議長への報告
- (8) その他選挙事務の管理に必要と認めた事項

### (選挙の公示)

第11条 選挙管理委員会は、選挙の5か月前までに、次の事項を正会員に公示するものとする。ただし、役員が辞任その他緊急止むを得ない事由のあるときは、定款細則第17条に定める役員への立候補の締め切り2週間前までに追加の役員の公示を行うことができるものとする。

- (1) 選挙する役職名及び定数
- (2) 選挙期日及び場所
- (3) 立候補の届出期間
- (4) その他必要と認めた事項

(選挙管理委員の資格喪失)

第12条 選挙管理委員が役員等の候補者となったときは、選挙管理委員の資格を喪失する。

### 第3章 候補者

(立候補の届出)

第13条 役員等に立候補しようとする者は、第11条により公示された届出期間内に別添様式(1)及び別添様式(2)を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(立候補の辞退)

第14条 立候補者が、その立候補を辞退しようとするときは、第11条により告知された届出期間内に別添様式(3)を選挙管理委員会に届出なければならない。

(候補者の公示)

第15条 選挙管理委員会は、立候補者及び推薦委員会が推薦した候補者の氏名、勤務先、立候補者か推薦委員会の推薦候補者かについて、「看護だより」において会員に公示しなければならない。

### 第4章 投票及び開票

(選挙の方法)

第16条 選挙は、投票用紙による投票の方法により総会会場において行う。ただし、議長の判断で挙手によることもできるものとする。

(投票の方法)

第17条 投票は、出席者1名が1票とし、無記名式による。

2 投票用紙は、選挙管理委員会の管理の下に、選挙管理委員の指示を受けた者が出席者を確認し、配布する。

3 投票用紙には、候補者の氏名を五十音順にあ

らかじめ記載し、氏名ごとに指定の記号を付する空欄を設ける。

(投票箱の管理)

第18条 選挙管理委員は、投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2名以上の出席者に確認させ、投票場に適宜配置するとともに投票に立ち会って不正のないよう監視する。

2 投票終了後、投票もれのないことを確認し、投票箱をその場で封印し、所定の場所に保管する。

(投票の記載及び投函)

第19条 出席者は、当該選挙の候補者の中から役員、推薦委員、日本看護協会の代議員及び予備代議員を選び、定款細則第20条の定めにより、それぞれの定数ごとに指定の記号をつけて、これを投票箱に投函しなければならない。

(無効投票)

第20条 次の投票は無効とする。

- (1) 「香川県看護協会長の印」の捺印のある所定の用紙以外の用紙を使用したもの
- (2) 指定の記号以外の記号で記載したもの
- (3) 単記投票の場合に2名以上の候補者に記号を記載したもの
- (4) 連記投票の場合に定数を超過して記号を記載したもの

(無効投票がある場合の他の投票の効力等)

第21条 連記投票において定数を超えない記号の記載のうち、前条(2)により無効とされた以外の投票は有効とする。

2 連記投票の場合に記号の数が所定数に満たないときは、その数を有効とする。

(開票)

第22条 開票を次により行うこと。

イ 開票に先立ち、開票の任にあたる者を選任

し、開票にあたらせるとともに、選挙管理委員長の許可のある者以外は開票場の立ち入りを厳禁する。

ロ 投票総数を確認する。

ハ 有効投票と無効投票の分類を行う。

ニ 役員及び推薦委員毎に投票の集計を行う。

ホ 集計後、投票用紙は集計種目別に保管できるように取りまとめる。

2 委員長は集計結果を一覧にして総会議長に提出する。

3 選挙の経過を記録した選挙録を作成し、総会議長に提出する。なお、選挙録には選挙管理委員全員、総会議長が署名捺印しなければならない。

(得票同数の場合の決定方法)

第23条 得票同数者の中から当選者を決定する場合は、総会議長が抽せんで定める。

(当選者の決定)

第24条 総会議長は選挙管理委員長から開票結果の報告を受けたときは、当選者を決定し速やかに会長及び議場における会員に報告しなければならない。

(当選者の公示)

第25条 選挙管理委員会は当選者について、会員に公示しなければならない。

(規則の変更)

第26条 この規則における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。